

33—09 P U D T

オンライン口頭審理

1. オンライン口頭審理

- (1) 合議体及び審判書記官並びに当事者及び参加人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって手続を行う口頭審理（[特 § 145⑥](#)）を、オンライン口頭審理という。
- (2) 当事者及び参加人が、審判廷に出頭することなく、ウェブ会議システム等を利用して、オンライン口頭審理の期日における手続に関与することを、オンライン出頭といい、オンライン出頭した当事者及び参加人は、その期日に出頭したものとみなされ、審判廷に出頭した当事者及び参加人と同様に扱われる（[特 § 145⑦](#)）。
- (3) 合議体及び審判書記官は、オンライン口頭審理においても審判廷に列席する。また、審判廷の廷吏の席には、機器操作等のために特許庁職員が座ることがある。

2. 当事者の関係者に限定したオンライン配信

審判長は、当事者の関係者に限定して口頭審理のオンライン配信を認めることができる。なお、オンライン配信は口頭審理の公開（[特 § 145⑤](#)）を目的とするものではない。

（注）オンライン口頭審理等についての詳細は「[口頭審理実務ガイド](#)」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/koutou_shinri.html）、「[オンライン口頭審理に関するQ&A](#)」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/index/qa.pdf）、「[オンライン出頭の実施要領](#)」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-kot

o/document/index/online-shuttou.pdf) 、 「[オンライン配信の実施要領](#)」

(https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/index/online-haishin.pdf) 等 (特許庁ウェブサイトで公開している「[オンライン口頭審理・関連資料](#)」 (https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/online-kankeishiryō.html)) を参照のこと。

(追加 R5.12)